2　前項の規定により認可申請書を国土交通大臣に提出した申請者は、自ら又は被相続人が都道府県知事の許可を受けているときは、別記様式第二十二号の十二による届出書を当該都道府県知事に提出しなければならない。

3　国土交通大臣は、前項の都道府県知事に対し、当該都道府県知事の許可を受けた同項の申請者又は被相続人が法第五条、法第六条及び法第十一条の規定により当該都道府県知事に提出した書類の送付その他必要な協力を求めることができる。

4　国土交通大臣又は都道府県知事は、申請者に対し、第一項に掲げるもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

5　建設業者である申請者は、第一項の規定にかかわらず、第四条第一項第三号から第五号まで、第九号から第十一号まで及び第十三号から第十六号まで並びに第一項第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、第四条第一項第三号から第五号まで、第十号、第十一号、第十三号及び第十六号並びに第一項第五号及び第六号に掲げる書類については、当該申請者が法第三条第一項の許可（同条第三項の許可の更新を含む。）の申請又は法第十一条第一項若しくは第三項の規定による変更の届出の際に国土交通大臣又は都道府県知事に提出したものからその記載事項に変更がない場合に限る。

6　第七条の規定は、法第十七条の三第一項の認可について準用する。この場合において、第七条第二号中「提出した」とあるのは、「提出した者又は提出することが確実に見込まれる」と読み替えるものとする。

7　法第十七条の三第一項の規定により認可を受けて建設業者としての地位を承継した申請者（第一項第八号に掲げる誓約書を提出した者に限る。）は、当該認可を受けた日から二週間以内に第三条第一項第二号に掲げる書面を当該認可をした国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

8　第一項の規定により提出すべき認可申請書及びその添付書類並びに前項の規定により提出すべき書類の部数については、第六条の規定を準用する。

（建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十三条の四　（略）

2　前項に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一・二　（略）

三　当該契約の相手方が本人であることを確認することができる措置を講じていること。

3　（略）

第十三条の五～第十三条の十　（略）

（工期等に影響を及ぼす事象）

第十三条の十一　法第二十条の二の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象とする。

一　地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象

二　騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

第十三条の十二～第十三条の十五　（略）

（法第二十四条の六第四項の率）

第十四条　法第二十四条の六第四項の国土交通省令で定める率は、年十四・六パーセントとする。

（建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十三条の二　（略）

2　前項に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一・二　（略）

（新設）

3　（略）

第十三条の三～第十三条の八　（略）

（新設）

第十三条の九～第十三条の十二　（略）

（法第二十四条の五第四項の率）

第十四条　法第二十四条の五第四項の国土交通省令で定める率は、年十四・六パーセントとする。